

中期目標策定の流れ（地方独立行政法人法第25条、第78条）

富山県公立大学法人評価委員会から意見聴取（法第25条第3項）
公立大学法人富山県立大学から意見を聴き、当該意見に配慮（法第78条第3項）

知事が6年間（令和9年度から令和14年度）の中期目標を策定（※議会の議決が必要）

法人が6年間（令和9年度から14年度）の中期計画を策定（※知事の認可が必要）

第2期中期目標策定後（令和3年度～）の大学を取り巻く現状

【社会の現状】

- ・人口減少、少子高齢化の進展 ・若者の県外流出 ・予測困難な社会（VUCA）
- ・生成AI等の技術革新 ・デジタル化、DXの加速 ・グローバル化の進展
- ・多様性、価値観の変化 ・地域課題の複雑化 ・リカレント教育、リスクリング需要の高まり

【県立大学の現状】

- ・DX教育研究センターの供用開始（R4.4） ・大学院看護学研究科/看護学専攻科の設置（R5.4）
- ・情報工学部の設置（R6.4） ・看護学研究科博士後期課程の設置（R7.4）
- ・情報工学研究科の設置（R8.4） ・情報工学研究棟の供用開始（R8.4）

主な課題（見込評価、社会の現状等より）

- ①人口減少等を踏まえた志願者確保・大学認知度向上
- ②地域産業や地域医療を支える人材不足を踏まえた、県内就職・定着に向けたキャリア形成支援
- ③急速な技術革新や社会変化に対応した高度専門人材の育成
- ④地域課題の複雑化・多様化を踏まえた、産学官連携及び大学発スタートアップ創出の推進
- ⑤社会人の多様な学習ニーズを踏まえた、リカレント教育・リスクリング機能の強化
- ⑥グローバル化の進展や価値観の多様化を踏まえた、国際化・多様性への対応
- ⑦情報管理、内部統制及び危機管理体制の強化による適正な大学運営の推進
- ⑧大学運営DXによる事務局業務の効率化

1 中期目標の期間等

期 間 6年間（令和9年度～令和14年度）
策定者 知事（県）



2 中期目標の基本的な考え方

公立大学法人富山県立大学が、機動性、透明性の高い大学運営のもと、教育、研究及び地域貢献活動をさらに充実・強化し、県民のウェルビーイングの向上と地域社会の持続的発展に貢献する魅力ある大学づくりを推進すること

3 3つの基本目標

- ①学生を大きく伸ばす教育力の高い大学
学生の課題解決力を身につける実践重視の教育を推進し、地域社会はもとより国際社会で活躍できる有為な人材を育成する。
- ②未来を志向した高度な研究を推進する大学
基盤的・先端的な研究を推進し、県内産業、保健及び医療の発展はもとより国内と世界の学術の向上に貢献する。
- ③広く開かれ地域社会に貢献する大学
富山県における知の拠点として、大学間連携のもと、優れた教育研究成果の還元と人材の育成・供給を通じて、地域社会の発展に貢献する。

4 教育

- ・高大連携を強化し、高校生の理工系分野や看護分野への関心を高める取組みを推進
- ・AI、GX、IOE等の先端技術に対応した教育の推進
- ・アントレプレナーシップ（起業家精神）を育み、大学発スタートアップ創出につながる教育の推進
- ・専門看護師など高度な看護人材の育成
- ・グローバルな視野を持ち、国際社会で活躍できる人材の育成と受入体制の充実

5 研究

- ・AI、GX、IOEなど県内外のものづくり企業における喫緊の課題とされる分野への研究資源の投入
- ・産業、保健及び医療の発展に貢献する研究の推進
- ・地域課題解決や社会実装に向けた研究を展開
- ・入学定員、教員配置など教育研究組織や教育研究活動等に関する検証、学部間の連携や学外との連携の推進
- ・研究活動審査体制の適切な運用及び研究業績の適切な評価

6 地域貢献

- ・オープンイノベーションの推進
- ・社会人の学び直し（リカレント教育・リスクリング）など、学ぶ人のニーズにあった多様な学習の提供
- ・大学間連携を強化し、地域産業を支える人材の育成・供給を推進
- ・地域が直面する課題に対する社会実装を見据えた全学的取組みの実施

7 その他

- (1) 業務運営及び財務内容の改善
 - ・柔軟で多様な人事制度・教員評価制度の適切な運用
 - ・事務局DXを推進し、生産性の高い事務局運営
 - ・ネーミングライツ等の多様な財源確保
- (2) 自己点検評価の活用及び情報の提供
 - ・自己点検評価の適切な運用、戦略的かつ効果的な広報
- (3) その他業務運営
 - ・情報セキュリティ体制の強化
 - ・コンプライアンスの推進、多様性の尊重、持続可能な大学運営の推進

第2期中期計画における主な数値目標の達成状況

